

広島県告示第四百十一号

平成二十年広島県告示第七百六十二号（平成二十一年度及び平成二十二年度において県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等）の一部を次のとおり改正し、平成二十一年四月一日以降の入札参加資格申請から適用する。

平成二十一年四月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

二一(四)を次のとおり改める。

(四) 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、広島県の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から二十四か月を経過している者を除く。

二二(一)ア中「管轄する広島県地域事務所建設局又は建設局支局」を、「所管する建設事務所（西部建設事務所呉支所又は西部建設事務所東広島支所の担当区域に登録簿上の本店を有する者については当該支所）」に改める。

五中「資格の取消しを受けた者」を「入札参加資格の取消しを受けた者」に、「再び資格の認定を受ける」を「再び入札参加資格審査の申請をする」に、「取消しに係る資格審査の申請の日」を「取消しの日」に、「資格の認定」を「入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定」に改める。